

特記仕様書

1) 【総則】

(適用範囲)

本仕様書は、木幡 179 号線ほか測量設計業務委託(以下、本委託)に適用する。

(履行期間)

本委託の履行期間は令和 9 年 2 月 2 6 日までとする。

(設計に使用する技術基準等)

- 1) 本特記仕様書に定めなき事項は、契約書・設計図書による他、宇治市「土木設計業務等共通仕様書」、国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」、京都府「土木設計業務等委託必携」に準ずるものとする。

また、本業務における照査は、近畿地方整備局「詳細設計照査要領」に準じて行い、報告書に含めて提出するものとする。

- 2) 本業務における数量の算出等は、「宇治市土木工事標準図集(案)」、国土交通省近畿地方整備局「土木工事数量算出要領(案)」に準ずるものとする。

(測定の基準)

本特記仕様書に定めなき事項は、契約書、設計図書、宇治市測量業務共通仕様書、宇治市公共基準点管理保全要項によるほか、国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」、京都府「土木設計業務等委託必携」、社団法人日本測量協会「国土交通省公共測量作業規程」および「公共測量作業規程の準則」に準ずるものとする。

また、作業の実施に当たっては、関係法令を遵守して監督職員の指示を正確に施行しなければならない。

なお、本委託の測量業務は、世界測地系によるものとする。

(管理技術者および照査技術者)

1. 受注者は、主任技術者、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
2. 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門「建設(道路)」または建設部門(道路))または R C C M (道路部門)の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
3. 照査技術者は、業務の全般に渡り、照査技術者自身による照査を行わなければならない。また、受注者は設計業務の履行にあたり共通仕様書による照査技術者を定めるものとする。

(提出書類)

委託金額が 1 0 0 万円以上となる場合、受注者は測量調査設計業務実績情報サービス(T E C R I S)の入力システムにより、(財)日本建設情報センター(J A C I C)にデータ登録するものとする。

登録には、業務契約時登録、業務完了時登録および必要に応じて変更時登録があり、調査職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「T E C R I S 受領書」の写しを調査職員に提出するものとする。

(打合せ等)

打合せ協議については、必要に応じ調査職員と協議し実施すること。打合せ協議の実施時は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、調査職員に提出し相互に確認すること。

(疑義)

業務遂行上、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議すること。

(資料の貸与および返却)

本市から貸し出す資料は、速やかに返却し他の目的に使用してはならない。
(前年度の成果報告書など)

(土地への立入り等)

現地踏査等の実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ調査職員および土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、作業者は作業中必ず宇治市発行の証明書を携帯すること。

(成果物の提出)

本委託の成果品は、共通仕様書に基づくものとするが、成果品部数は正・副各1部とし、成果品項目は以下のとおりとする。

- ① 報告書(測量、設計報告書)
- ② 図面
- ③ CD-R(福井コンピュータ武蔵(.mssもしくは.sfc)・Word・Excel・PDF)

(守秘義務)

受注者は業務内容およびその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、調査職員に直ちに報告し、調査職員の指示に従い対応すること。

2) 【土木設計業務等一般】

(作業内容)

1. 道路詳細設計

(1) 業務内容

本業務は、実測平面図、既存資料等に基づき、道路(側溝)維持修繕工事の発注に必要な図書を作成することを目的とする。

(2) 現地踏査・平面縦断設計

受注者は、平面設計について、実測平面図を用い道路付帯構造物(側溝等)の配置等の再確認および必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図から道路付帯構造物(側溝等)位置、型式、基本寸法を考慮のうえ側溝縦断勾配を決定し、20m毎の測点および主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。側溝縦断図には流水方向と施工高さを記入するものとする。(標準作業の2分の1相当の作業量とする)

(3) 道路付帯構造物

既存資料および現地踏査の結果に基づいて道路付帯構造物(側溝等)の計画、集水区域調査(断面決定は不要)流量計算、構造物の形状等について設計を行い、詳細構造図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する道路付帯構造物(側溝等)は「標準設計図集」(貸与構造図データ)を参照する。(標準作業の2分の1相当の作業量とする)

(4) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。(標準作業の2分の1相当の作業量とする)

① 位置図

市販地図等に施工箇所を記入するものとする。

② 平面図

実測平面図を用い、設計した側溝等の構造物を記入した平面図を作成するものとする。

③ 側溝縦断図

設計した側溝縦断線形に基づき20m毎の測点、主要点および地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物および道路縦断線形等を記入するものとする。

④ 標準横断図

代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、道路付帯構造物、小構造物等の必要事項を記入するものとする。

⑤詳細構造図

道路付帯構造物等の構造寸法および数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(5) 数量計算

数量計算書は「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。数量計算のベースとなる構造物単位数量のデータは貸与する。(標準作業の2分の1相当の作業量とする)

数量計算書は発注者から提出するデータに入力して提出願います。

(6) 照査・報告書作成

受注者は、設計図、数量の正確性、適切性および整合性に着目し照査を行うものとする。また、報告書については、年度毎に工区分けを行うものとする。(標準作業の2分の1相当の作業量とする)

2. 測量

① 路線測量

現地測量と併せて、道路側溝の流下能力の状態を測量し、道路詳細設計に用いる図面(側溝縦断図)の作成を目的とする。

発注者にて現地に中心線をマーキングします。その中心線をもとに縦横断測量を実施してください。

② 現地測量

測量成果については、市が貸与する道路台帳の地形図を基に、構造物および官民境界と思われる箇所に座標値を持たせるものとする。また、測量範囲については監督職員と協議の上範囲決定すること。(標準作業の2分の1相当の作業量とする)

3) 【その他】

(提出成果品)

提出成果品については下記のとおりとする。

1. 設計報告書

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
道路詳細設計	平面縦断設計	位置図	1/2,500～1/50,000	
		平面図	1/250または1/500	
		標準断面図	1/50～1/100	
		縦断図	V=1/100～1/250 H=1/500～1,000	必要に応じて縮尺 を変更可
	道路付帯構造物・ その他	詳細構造図	適宜	
	数量計算	数量計算書		

2. 測量報告書

① 基準点測量

業務区分	成果品の名称	備考
基準点測量	成果表 成果数値データ 基準点網図 平均図 測量標の地上写真 基準点現況調査報告書 その他必要とされるもの	

② 地形測量

業務区分	成果品の名称	備考
現地測量	地形図原図 精度管理表 その他必要とされるもの	

③ 路線測量

業務区分	成果品の名称	備考
路線測量	観測手簿 計算簿 線形地形図 縦断面図 精度管理表 その他必要とされるもの	

(必要経費)

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。